

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月台東区条例第36号）第33条の規定に基づき、令和6年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和 6年 4月 1日

東京都台東区長 服部 征夫

1 施行区域 台東区全域

2 一般廃棄物の年間処理量の見込み

(1) ごみ・資源 82,848 トン

区分		令和6年度処理量の見込み
家庭ごみ	燃やすごみ	35,036 トン
	燃やさないごみ	619 トン
	粗大ごみ	1,351 トン
事業系ごみ	燃やすごみ	3,708 トン
	燃やさないごみ	65 トン
	持込ごみ	30,143 トン
資源		11,926 トン

(2) し尿、浄化槽汚泥等 611 キロリットル

区分	処理量の見込み
事業活動に伴って生じたし尿	155 キロリットル
浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥	456 キロリットル

(3) 動物死体 284 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

台東区は、「みんなで作る循環型社会の実現」を目指し、下記に取り組んでいく。

- (1) <基本方針1> 区民・事業者・区の協働による3R+Sの推進
- (2) <基本方針2> ごみ減量と資源の有効利用の推進
- (3) <基本方針3> 安全で安定した適正処理の推進

4 共同処理に関する事項

- (1) 燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの中間処理、並びにし尿の下水道放流に係わる施設の整備及び管理運営については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する。
- (2) 燃やさないごみの中継については、千代田区が管理運営する中継施設を使用する。
- (3) 家庭し尿の収集運搬については、協定により葛飾区に依頼する。
- (4) 最終処分については、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。
- (5) 清掃車の雇い上げに関する管理執行事務については、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した東京二十三区清掃協議会により行う。

5 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

- (1) 基本的考え方  
一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について  
一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度から行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。  
ア 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に台東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合  
イ 令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

(1) ごみ・資源

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (資源を除く)	台東区が週2回収する。	自動車による。	中間処理した後、再生利用が可能な資源としてのほかは、埋立処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やすごみ、燃やさないごみに分別し(資源を除く)、あらかじめ定められたごみ排出場所へ、それぞれの収集日当日朝8時まで、規則第18条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。容器の持ち出しが困難である場合は、規則第18条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。</li> <li>スプレー缶、使い捨てライター等は、使い切ってから燃やさないごみの収集日に別袋に入れて排出すること。</li> <li>蛍光管等の水銀含有廃棄物は燃やさないごみの収集日に別袋に入れて排出すること。</li> <li>条例第38条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</li> </ul>
	燃やさないごみ (資源を除く)	台東区が月2回収する。		中間処理した後、売却又は再生利用が可能な資源としてのほかは、埋立処分する。	
資源(再生利用を目的として区が分別して収集するもの)	紙類	台東区が週1回収する。	自動車による。	再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、雑誌・雑がみ及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねるなどして排出すること。紙パックは、中をゆすぎ、乾かした後、切り開きひもで束ねるなどして排出すること。</li> </ul>
	びん・缶類				<ul style="list-style-type: none"> <li>びんは、ふた・栓などはずし、中をゆすぎ、区が設置する回収容器に排出すること。</li> <li>缶類は、中をゆすぎ、区が設置する回収容器に排出すること。</li> </ul>
	ペットボトル				<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップ・ラベルをはずし、中をゆすぎ、つぶした後、区が設置する回収容器に排出すること。</li> </ul>
	食品発泡トレイ・カップ				<ul style="list-style-type: none"> <li>ラップ・シールをはがし、水洗いし、乾かした後、区が設置する回収容器に排出すること。</li> <li>プラスチックを回収する区が指定した一部地域を除く。</li> </ul>
	プラスチック				<ul style="list-style-type: none"> <li>区が指定した一部地域において実施する。</li> <li>長辺の長さが30cm以下の容器包装プラスチック及び製品プラスチックで、汚れを落としたものを、規則第18条第2項の基準に適合した袋により排出すること。</li> </ul>
	紙パック	台東区が設置した回収拠点から月2回収する。			<ul style="list-style-type: none"> <li>中をゆすぎ、乾かした後、切り開き、区が設置する回収容器に持っていくこと。</li> </ul>
	乾電池				<ul style="list-style-type: none"> <li>アルカリ、マンガン、オキシライド、リチウムの筒型及びリチウムのコイン型のみ。</li> <li>区が設置する回収容器に持っていくこと。</li> <li>コイン型リチウムはゼロハンテープ等で絶縁すること。</li> </ul>
	古布				<ul style="list-style-type: none"> <li>濡らさないようにし、区が設置する回収容器に持っていくこと。</li> </ul>
	ビデオテープ類				<ul style="list-style-type: none"> <li>カセットテープ、コンパクトディスク、デジタルビデオディスク、フロッピーディスク、ミニディスク、光磁気ディスクを含み、区が設置する回収容器に持っていくこと。</li> <li>個人情報情報は消去すること。</li> </ul>

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等	
	廃食油	台東区が設置した回収拠点から月1回収集する。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物性に限る。</li> <li>・ふたの閉まる容器（ペットボトルなど）に入れ栓をした後、区が設置する回収容器に持っていくこと。</li> </ul>	
	蛍光灯	店頭で設置した容器から原則1週間おきに収集する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れないよう包装等をしたうえで、回収協力店に区が設置した回収容器へ形状別に排出すること。</li> </ul>
	水銀体温計、温度計、血圧計	台東区が設置した回収拠点から随時回収する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れないように包装等をしたうえで、回収拠点の担当者に直接渡すこと。</li> </ul>
	小型家電	台東区が設置した回収拠点から原則月1回収集する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン・携帯電話・PHS・タブレット、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電子辞書、ポータブルカーナビ、携帯ゲーム機、卓上計算機、ACアダプター、携帯音楽プレーヤーの9品目を、区が設置する回収容器に持って行くこと。</li> <li>・個人情報情報は消去すること。</li> </ul>
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項で定める認定を受けた者等が収集運搬、再資源化を行う。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業者に応じ、指示に従うこと。</li> </ul>
	ハブラシ	台東区が設置した回収拠点から原則月1回収集する。				自動車による。
集団回収品目	登録団体と契約した業者が回収する。	自動車、台車等による。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区が回収する場合にならうこと。</li> </ul>		
粗大ごみ (家具、電化製品などの1辺の長さが30cmを超える大きなごみ。特定家庭用機器再商品化法対象品目及びパーソナルコンピュータを除く)		区民の申告に基づき台東区が収集する。	自動車による。	原則として中間処理した後、埋立処分するほか、再生利用が可能な資源として売却等により処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ決められた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、収集日当日の朝8時まで、条例第36条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。</li> <li>・粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）は除去すること。</li> </ul>	
	生活家電ごみ持込窓口運営要綱に定める品目	区民が予約した施設に直接搬入する。	自動車による。	再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活家電ごみ持込窓口（台東区立環境ふれあい館3階）に持込み日時を予約し、条例第36条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して、区長が指定する施設に持ち込むこと。</li> </ul>	
	転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの	転居する者から処理を委託された引越荷物運送業者が、自ら管理する収集区域内の保管倉庫まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け収集運搬する。		原則として中間処理した後、埋立処分するほか、一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居する者は、やむを得ない事情により引越荷物運送業者に処理を委任する時は、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者に交付しなければならない。</li> <li>・引越荷物運送業者は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に収集運搬を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の登録をしなければならない。</li> </ul>	

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
	特定家庭用機器再商品化法対象品目	区民自らが指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が収集する。		特定家庭用機器再商品化法による処理ルートで資源化する。	・排出者はリサイクル料金を負担し、引き渡すこと。また、自ら指定引取場所に引き渡さない場合は、収集運搬料金を負担すること。
	パーソナルコンピュータ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9で定める環境大臣の認定を受けた者が収集運搬する。		資源有効利用促進法に基づき製造業者等が再資源化を行う。	・製造業者等に申込み、指示されたりリサイクル料金を負担し、引き渡すこと。
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項で定める認定を受けた者等が収集運搬、再資源化を行う。			・認定事業者に申込み、指示に従うこと。
事業系廃棄物	事業系一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む）	事業者が自らの責任で行うもののほか、台東区が週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものほか、自動車による。	事業者が自らの責任で行う。台東区が行うものは中間処理した後、売却又は再生利用が可能な資源として処分するものほかは、埋立処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみに分別し（資源を除く）、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</li> <li>・排出にあたって事業者は、条例第42条または第51条に定める保管場所まで持ち出すなど台東区の指示によること。</li> <li>・スプレー缶、使い捨てライター等は、使い切ってから燃やさないごみの収集日に別袋に入れて排出すること。</li> <li>・蛍光管等の水銀含有廃棄物は燃やさないごみの収集日に別袋に入れて排出すること。</li> <li>・事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど台東区の指示によること。</li> <li>・条例第38条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</li> </ul>
	一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、台東区が原則として月2回収集する。			
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律対象品目	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集運搬を行う。	一般廃棄物収集処分業の許可を受けた者が資源化する。		
		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第3項の認定を受けた者等が収集運搬、再資源化を行う。			

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
資源（再生利用を目的として区が分別して収集するもの）					<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区が収集する場合は、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</li> <li>・排出にあたって事業者は、条例第42条または第51条に定める保管場所まで持ち出すなど台東区の指示によること。</li> </ul>
	紙類	事業者が自らの責任で行うもののほかは、台東区が週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源として売却等により処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌・雑がみ及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねるなどして排出すること。紙パックは、中をゆすぎ、乾かした後、切り開きひもで束ねるなどして排出すること。</li> </ul>
	びん・缶類				<ul style="list-style-type: none"> <li>・びんは、ふた・栓などはずし、中をゆすぐこと。</li> <li>・缶類は、中をゆすぐこと。</li> </ul>
	ペットボトル				<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップ・ラベルはずし、中をゆすぎ、つぶすこと。</li> </ul>
	食品発泡トレイ・カップ				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラップ・シールをはがし、水洗いし乾かすこと。</li> <li>・プラスチックを回収する区が指定した一部地域を除く。</li> </ul>
プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区が指定した一部地域において実施する。</li> <li>・長辺の長さが30cm以下の容器包装プラスチック及び製品プラスチックで、汚れを落としたものを、規則第18条第2項の基準に適合した袋により排出すること。</li> </ul>				

備考：1 燃やすごみとは、厨芥ごみ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴム、革製品等の可燃物をいう。燃やさないごみとは、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等の不燃物をいう。

2 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

3 他自治体の一般廃棄物処理施設で処分される一般廃棄物については、関係する自治体と必要な協議を行う。

4 プラスチックの資源回収について、令和6年9月30日までは区が指定した集合住宅において実施し、令和6年10月1日より区が指定した一部地域において実施する。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区 分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業活動に伴って生じたし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集運搬する。		一般廃棄物処分業者が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、下水道法第12条の3の定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。</li> <li>・便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。</li> <li>・くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。</li> </ul>
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥			専ら住居用以外のビルピット汚泥については一般廃棄物処分業者が行う。浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、専ら住居用のビルピット汚泥は中間処理した後、下水道に放流する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法第10条に定める機器類の保守点検及び清掃を行うこと。</li> <li>・浄化槽法第7条、第11条に定める法定検査を受けること。</li> <li>・汚泥処理槽等に布切れその他の異物を投入しないこと。</li> </ul>

備考：家庭し尿の処理量は0キロリットル

(3) 動物死体

区 分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により台東区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区に収集を依頼する場合は、規則第21条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。</li> <li>・収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。</li> </ul>